

## 第 2 3 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和4年5月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

### 出席委員（16名）

2番	高橋 基	3番	渡邊 隆文	4番	立原 清子
8番	一木 克昭	10番	安藏 久男	11番	皆川 重文
12番	浅井 紘一	13番	市村 正司	14番	吉澤 勇
15番	笹沼 恭一	16番	関 成一	18番	伊藤 明美
19番	軍地 美代	20番	高安 幸一	23番	小島 雄一
24番	外岡 健寿				

### 欠席委員（8名）

1番	江橋 健男	5番	今関 征一	6番	深谷 泉
7番	飛田 信広	9番	雨谷 克己	17番	皆川 晃
21番	加倉井 幸夫	22番	大圖 金雄		

### 事務局

事務局 長	横山 英雄	次 長	吉川 正浩
副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩間 雅徳	農 地 係 長	谷津 知一
農 地 係	関 拓也	農 地 係	塚田 一平

### 内 容

#### 1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
- 追加議案 土地現況証明願に対する承認について

#### 2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第5号 農地改良協議に対する同意について

## 会 議 の 概 要

事務局 それでは、定刻になりましたので、会長から開会をお願いします。

会 長 皆さん、おはようございます。

久々の雨の中の総会ということで、足元悪い中、大変お疲れさまでございます。

本日、5月13日になりまして、ほぼ田植えも終わった人が多いのではないかと思います。そういう中でゴールデンウィークも終わりまして、昨日の発表ですと、水戸が120名くらい新型コロナウイルスの新規感染者が出たとのことであり、第7波につながるかなければいいなと思っているところであります。

本日は、親和会の総会をどうするかや、皆様のお手元にあります農業活動の記録簿が今までとは全然記入の仕方が変わることについての説明等もありますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第23回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名、欠席委員は8名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出につきましてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

23番の小島雄一委員、それから24番の外岡健寿委員、よろしく願いいたします。

それから、追加議案がありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 追加議案がございますので、お手元の追加議案と記載された用紙をご覧ください。

案件ですが、土地現況証明願に対する承認についてです。6月の総会に諮ったのは、申請人に損失が生じるため、水戸市農業委員会総会案件の取扱い要項の第4条第1項第4号に基づきまして、追加議案とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、議案を追加することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、追加することに決定いたします。

議案の取下げ及び訂正がありますので、事務局から説明させます。

事務局 議案の取下げ及び訂正がございますので、お手元の第23回総会（取下・訂正表）と記載された用紙をご覧ください。

まず、議案の取下げについてご説明いたします。

取下げ案件は、議案書の8ページになります。

議案第3号 農地法第5条の第16項で、表の上から3段目になります。

令和4年5月12日に、申請人から取下願が提出されたことによる取下げです。

続きまして、議案の訂正についてご説明いたします。

訂正案件は、議案書の9ページになります。

議案第3号 農地法第5条の第19項で、表の一番上になります。

訂正内容は、受人の持分割合で、訂正後の欄にある記載内容のとおりです。

令和4年5月9日に、申請人から記載事項変更願が提出されたことによる訂正です。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第23回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が16件、農地法第4条の審議案件が4件、農地法第5条の審議案件が23件、先ほど追加議案とすることが認められましたので、現況証明が1件になりますので、お手元の審議総括表を1件に直していただければと思います。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が9件、農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が23件、農地改良協議が1件、登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

追加議案を含む審議案件、報告事項合わせまして81件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を16番の関成一委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第2項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。17番、皆川委員の代理発言となります。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当ということで聞いておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いし

ます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。21番、加倉井委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまという報告がありました。

皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたしますが、この案件は小島委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(小島雄一委員退席)

議 長 事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番, 浅井です。

この案件について調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われますが, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

それでは, 小島委員に着席を求めます。

(小島雄一委員着席)

議 長 次に, 第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番, 浅井です。

この案件について調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われませんが、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。22番、大圖委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。22番、大圖委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。21番、加倉井委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるということで報告を受けています。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての一時転用申請でございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(重)委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。17番，皆川委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当ということでございますので，ご審議  
よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，水  
道・下水道が埋設された道路に面し，500メートル以内に病院と特別支援学校がある  
ことから，農地区分は第3種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており  
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番，皆川です。17番，皆川委員の代理発言となります。

この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますの  
で，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

続きまして，第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。17番、皆川委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項から第9項は、申請人の内容等が同じであるため、まとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項から第9項に関しましては、申請人や転用目的が同一で、転用地も隣接しておりますので、まとめて説明いたします。内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、それぞれについて建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。15番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。15番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。15番, 笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料

されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、16項は取り下げておりますので、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願

いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願いたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番, 市村です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第22項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第22項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 広が  
りのある農地であることから, 農地区分は第1種農地と思料されますが, 農地法施行  
規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており  
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番, 浅井です。

この案件について調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われます。ご審  
議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われまますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。22番、大圖委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いしま。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

事業担当課から説明させます。

事業担当課 農政課よりご説明させていただきます。

本年度担当いたします伊澤と申します。よろしく願いいたします。

お手元の資料ですが、別紙1をご覧ください。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、令和4年農用地利用集積計画書(案)の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が5万6,281平方メートル、うち再設定が2万5,152平方メートル、畑が7万5,072平方メートル、うち再設定が1万7,727平方メートルで、設定者34名、取得者17名、うち再設定の設定者14名、取得者10名でございます。利用権設定日は令和4年5月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

また、中間管理機構を介した利用権設定の転貸先一覧につきましては、最終ページに記載がございますので、ぜひご確認をお願いいたします。

議案第4号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 農政課より説明申し上げます。

お手元の資料2別紙をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和4年農用地利用配分計画書（案）の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自ご確認をお願いいたします。

今回の設定合計につきましては、畑が2,326平方メートル、全て再設定、設定者1名、取得者1名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和4年8月1日に予定されております。

また、農用地利用配分計画の一覧につきましては、次のページに記載をしておりますので、各自ご確認をお願いいたします。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当課は退席します。

議 長 次に、追加議案 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、皆様のお手元にごございます追加議案をご覧ください。

追加議案 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項、開江町の土地、畑318平方メートルでございますが、非農地証明願があり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであると確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議 長 次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号につきましても、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして、第23回総会を閉会といたします。

ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時10分